

お知らせ

国では、令和3年3月1日（月）以降、特措法に基づく「**緊急事態措置を実施すべき区域**」から「**大阪府**」を除外することが決定されました。

また、大阪府では、「**医療非常事態宣言**」が解除され、**レッドステージ（非常事態）**から**イエローステージ2（警戒）**に移行（3月1日から3月21日まで）されるとともに、府民に対し、「**4人以下でのマスク会食の徹底**」をはじめ、「**歓送迎会、謝恩会、宴会を伴う花見は控えること**」や「**不要不急の外出・移動は自粛すること**」などが要請されています。

本市では、国及び府の方針や要請を踏まえ、令和3年2月27日（土）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、公共施設のご利用にあたり、原則、大声での歓声や声援がないことを前提としうる活動等の**収容率を100%以内**とすること、また、**午後8時以降の利用制限を解除**することなどを決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、ご利用の皆さまには、**大阪府からの要請等を踏まえ、改めて、ご利用の有無をご判断**いただきますとともに、**業種別ガイドライン**をはじめ、**本施設の感染拡大予防ガイドライン**や、**ご利用にあたってのチェックリスト**を必ず守っていただきますようお願い申し上げます。

ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。